

議案第 7 2 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 甲府市職員給与条例(昭和 2 4 年 6 月条例第 2 1 号)の一部を次のように
改正する。

第 5 条第 1 号中「臨時に雇用された者」を「地方公務員法第 2 2 条の 3 の規定
により臨時的に任用された者」に改める。

(甲府市職員定数条例の一部改正)

第 2 条 甲府市職員定数条例(昭和 2 4 年 7 月条例第 2 9 号)の一部を次のように
改正する。

第 1 条中「臨時職員」を「臨時的に任用された職員(地方公務員法(昭和 2 5
年法律第 2 6 1 号)第 2 2 条の 3 第 4 項の規定により臨時の職に関する場合にお
いて臨時的に任用された職員に限る。)」に改める。

(甲府市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 3 条 甲府市職員退職手当支給条例(昭和 2 5 年 1 0 月条例第 3 1 号)の一部を
次のように改正する。

第 1 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、

この限りでない。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出しを「（臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等）」に改め、同条中「臨時及び非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間その他勤務の条件は、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年9月条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月条例第 号）第21条に規定する報酬の額及び同条例第22条に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額をいう。）」を加える。

(甲府市学校職員給与条例の一部改正)

第6条 甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「臨時職員等」を「臨時的に任用された職員」に改める。

第4章の章名を「臨時的に任用された職員の給与」に改める。

第39条の2の見出し中「臨時職員等」を「臨時的に任用された職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

(甲府市職員旅費支給条例の一部改正)

第7条 甲府市職員旅費支給条例（昭和30年3月条例第16号）の一部を次のよ

うに改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 前項に規定する赴任した場合の旅費は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には支給しない。

(甲府市職員の分限に関する条例の一部改正)

第8条 甲府市職員の分限に関する条例(昭和38年4月条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

8 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年3月条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員の給与)」に改め、同条中「臨時に雇用された」を「地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項の規定により任用する技能労務職員の給与は、甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年9月条例第 号)で定める。

(甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第10条 甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和45年12月条例第41号)の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

(臨時的に任用された学校職員及び会計年度任用職員の勤務時間、休日、休憩等)

第18条の2 地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、この条例の規定にかかわらず、教育委員会規則で定める。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、その他勤務の条件は、この条例の規定にかかわらず、その学校職員の性質等を考慮して、教育委員会規則で定める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第11条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年3月条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第12条 甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年3月条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員等に係る関係条例の整備を行う等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。